仕様書番号　　糧　５３
作成年月日　　令和８年１１月５日
作成責任者　　陸上自衛隊宇都宮駐屯地
２等陸尉　伊 藤　聡

仕　様　書

品　名：内　地　米

１　総　則

この仕様書は，宇都宮駐屯地業務隊補給科糧食班（以下「官側」という。）の調達する精米について規定する。

２　規　格

a)　８年度産米・栃木県または茨城県産・１等または２等・とちぎの星、コシヒカリ、あさひの夢であること。
b)　１等または２等で単一米１００％とし，自主流通米であること。
c)　とう精率９１％に精米されたもの
d)　納品時荷姿は，正味重量３０㎏／袋とする。

３　とう精作業

a)　とう精作業は，官側の立会可能な当駐屯地から２時間以内で移動できる場所において実施するものとする。
b)　官側がとう精作業の立会を求めた場合は，納入の前日（基準）にとう精を行う。
c)　官側が実施する見本選定に合格した米より劣るもの，或いはとう精作業に立会したときの米と異なるものを納品してはならない。
d)　とう精作業を行う際は，納入する玄米の袋に記載された「農産物検査法」に基づく表示（産地、品種、生産年）について全数確認を行うこと。
e)　玄米表示の根拠及び表示内容
別紙第１のとおり。
f)　官側がとう精作業に立会した場合，官側はその終了後にすべての精米の現物確認を実施し封印を行う。

４　保管要領

納入する玄米及び精米は，適正な温・湿度管理及び保清が維持できる場所において保管するものとする。

５　納品書への添付書類等

a)　品質証明書

玄米をいつ･どこから調達したものかを証明するもので「産地」,「年産」,「銘柄」,「引取期限」を明記したもの。精米測定機による測定結果のデータを提出(見本審査時も同じ)するものとする。(写しは不可とする。)

b)　玄米仕入伝票の写し

集荷業者等の仕入先が発行するもので,「産地」,「年産」,「銘柄」,「荷姿,1袋あたりの数量,総数」,「送り先（契約する精米納入業者名）」,「送り主（受託者の仕入れ元）業者名」を明記したもの。

c)　とう精台帳の写し

とう精台帳の内，当駐屯地に納入された玄米の精米状況が確認できる部分

d)　ＪＡＳ法に基づく名称等の表示

別紙第２のとおり。

なお，「名称」，「原料精米（産地，品種，産年及び使用割合）」，「内容量」，「精米年月日」，「販売者（氏名又は名称，住所及び電話番号）を記入すること。

６　精米の品質基準

a)　土砂，石，ガラス片，金属片及びプラスチック片が混入されていないこと。

b)　完全粒及び品質評価値は，次の表のとおりとする。

c)　水分は，次の表のとおりとする。

d)　粉状質粒（粒質が粉状または，半粉状の粒をいう。）は次の表のとおりとする。

e)　被害粒（汚染し，又は，損傷を受けた粒をいい，着色粒を含み砕粒を除く。）は次の表のとおりとする。

f)　着色粒（粒面の全部または，一部が着色した粒をいい，精米の品質に著しい影響を及ぼさない程度のものを除く。）は,次の表のとおりとする。

g)　砕粒（完全粒の３分の２から４分の１までの大きさの粒をいい，具体的には針金番線２５番線ふるい目の開き１．７㎜のふるいをもって分け，そのふるいの上に残る程度の大きさの粒をいう。）は，次の表のとおりとする。

h) 異種穀粒（うるち精米以外の穀粒をいい，消費者の食用に供するため混入した穀粒を除く。）及び異物（穀粒以外のもの及び完全粒の４分の１未満の大きさの粒を言う。）は次の表のとおりとする。

品　質　基　準　表　（1，000粒あたりの値）

No.	測定項目	測定結果数値
1	完全粒	８０．０％以上
2	品質評価値	１１月～４月：６９以上，５～７月：６７以上，８～１０月：６５以上
3	水　分	１３．５％～１５．０％
4	粉状質粒	８．０％以下
5	被害粒	０．３％以下
6	着色粒	０．３％以下
7	砕　粒	８．０％以下
8	異種穀粒及び異物	０．３％以下

7　受領検査

a) 受託者は納品時，官側が行う受領検査により，合否の判定を受ける。

b) 官側が行う受領検査において，規格，とう精作業，納品書への添付書類及び精米の品質基準において示された基準に満たない事項或いは不備が認められた場合は不合格とする。

8　その他

a) 受託者は，納品の運搬を他社（運送会社等）に委託する場合においても，これに立会するものとする。

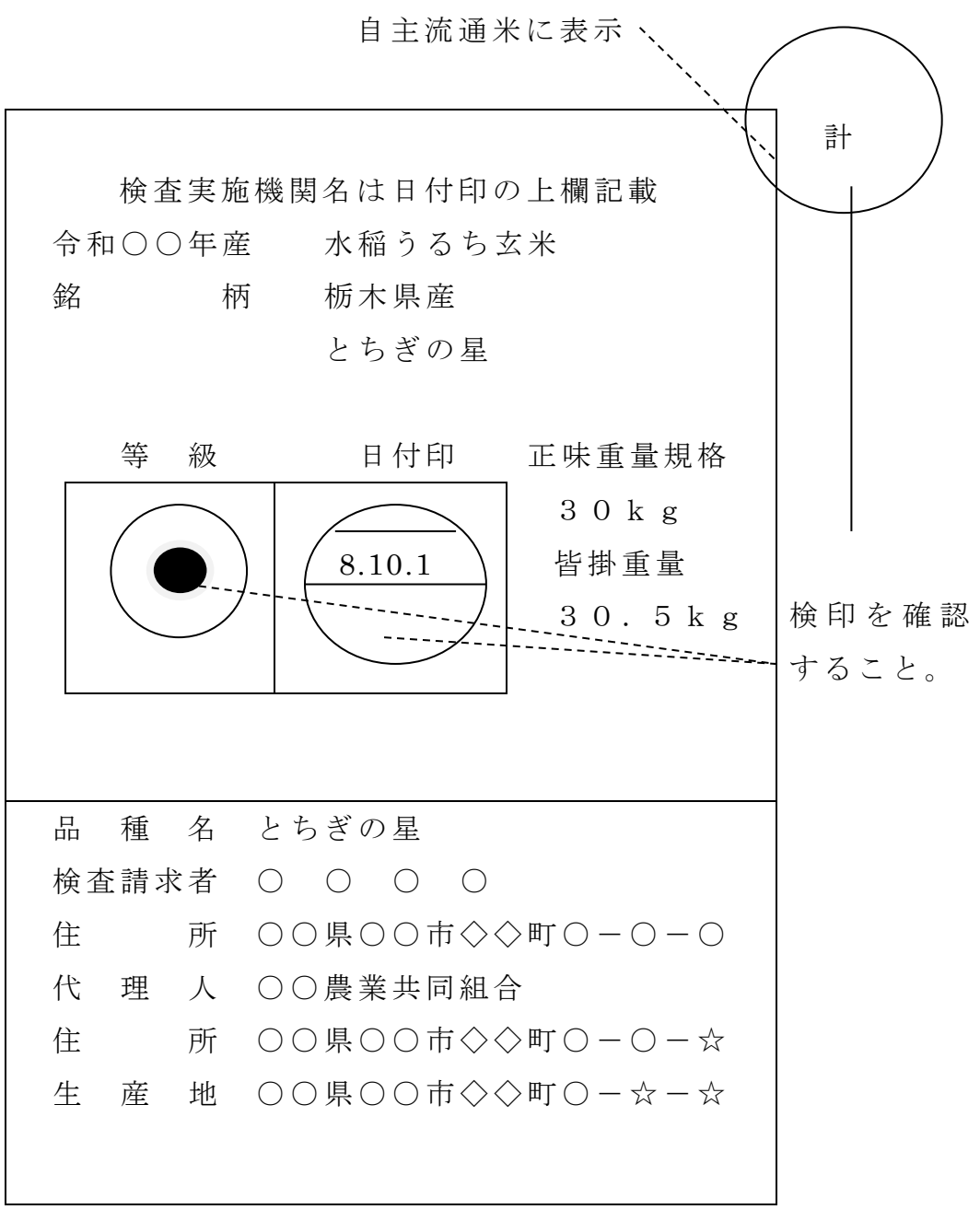
b) 受託者は，契約担当官又は受領検査官が特別検査（ＤＮＡ検査等を含む。）が必要と認めた場合，速やかにこれを行うものとする。

c) 受託者は，精米の納品時，官側が行う受領検査に合格したならば，官側の示す場所(倉庫内)に搬入するものとする。※官側の抽出による精米(2合程度)の炊飯及びその試食を実施し、異常が認められた場合は、別途調整とする。

d) 受託者は，納品の際に前述の受領検査時における炊飯のために必要な量の精米を別途提出する。(前述の炊飯検査の補填分とする。)

e) 本仕様書記載内容について疑義がある場合，契約担当官と協議し，その指示に従うものとする。

玄米の表示の根拠及び表示内容

根拠	農　産　物　検　査　法　第　３　条
表示内容の一例	

ＪＡＳ法に基づく精米の表示

<table>
<tr><td>根拠</td><td>ＪＡＳ法（農林物資の規格化及び品質の適正化に関する法律）に基づく玄米及び精米品質表示基準（平成１２年３月３１日農林水産省告示５１４号）</td></tr>
<tr><td>表示内容の一例</td><td>
（単一銘柄米）　例
<table>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="4">精　米</td></tr>
<tr><td rowspan="2">原料精米</td><td>産　地</td><td>品　種</td><td>産　年</td><td>使用割合</td></tr>
<tr><td>栃木県</td><td colspan="3">とちぎの星　○○年産　１００％</td></tr>
<tr><td>内　容　量</td><td colspan="4">○○Ｋｇ</td></tr>
<tr><td>精米年月日</td><td colspan="4">令和○○年○○月○○日</td></tr>
<tr><td>販　売　者</td><td colspan="4">○○米穀株式会社
△△県◇◇市■■町○－○－○
ＴＥＬ○○○－○○○－○○○</td></tr>
</table>
備考：　精米年月日が２日以上にわたるものは，もっとも古い日付を記載する。
</td></tr>
</table>